

りそな年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】	確定拠出年金法等の一部を改正する法律案について	……………P1
【コラム】	厚生年金基金の代行返上時に必要となる同意書について	……………P6

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案について

1. はじめに

2015（平成27）年4月3日、個人型確定拠出年金（個人型DC）の拡充等を柱とした「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第189回通常国会に提出されました。これは、「平成27年度税制改正の大綱」（同年1月14日閣議決定）および「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」（同年1月16日公表）において、確定拠出年金（DC）について見直しを行うべきとされた事項について所要の措置を講ずるものです。今回は、当該改正法案の概要について解説いたします。

2. 制度改正の概要

(1) 簡易型DC制度の創設【施行期日：公布日から2年以内で政令で定める日】

厚生年金適用事業所の事業主が、図表1に掲げる要件に適合する簡易型DC（簡易企業型年金）に係る規約の承認を受けようとするときは、提出が必要な書類のうち一部の添付を省略することが可能となります。また、簡易型DCでは、後述する商品提供数の下限が2以上（一般のDCは3以上）とされています。

なお、第8回社会保障審議会企業年金部会（2014年9月11日開催）で提示された簡易型DC制度の設立イメージでは、「拠出額を低額（月額5,000円程度）に抑える」「新規設立のみ導入可（既存のDB等からの資産移換は認めず）」「職種による加入是非の判断は不可」等の要件を設けることも検討されていましたが、法案の段階では、図表1に掲げる事項のみ明示されており、詳細は政省令等で規定される見込みです。

＜図表1＞簡易型DC制度（簡易企業型年金）の概要

実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業所に使用される全ての厚生年金被保険者が加入資格を有すること ・実施する簡易型DC加入者の資格を有する者の数が100名以下であること ・その他厚生労働省令*で定める要件 		
掛金額	政令*で定める基準に従い企業型年金規約で定める額		
運用商品数	政令*で定める数以下、かつ、2以上		
規約の承認申請に必要な書類等	実施する企業型年金に係る規約	簡易型DC	一般のDC
	企業型年金の実施について同意を得たことを証する書類	添付	添付
	DBおよび退職手当制度が適用される者の範囲に係る書類 (加入者となることについて一定の資格を定める場合)	省略可	添付
	運営管理業務の委託に係る契約書	省略可	添付
	資産管理契約の契約書	省略可	添付
	その他厚生労働省令で定める書類	※	添付

※ 詳細は政省令案等で規定される予定。

(出所) 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（2015年4月3日国会提出）を基にりそな年金研究所作成。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案について

(2) 個人型 DC への小規模事業主納付制度の創設 【施行期日：公布日から2年以内で政令で定める日】

企業年金（企業型 DC および確定給付企業年金（DB））を実施していない従業員数 100 人以下の厚生年金適用事業所の事業主（**中小事業主**）は、個人型 DC に加入している従業員に対し、年 1 回以上定期的に掛金（**中小事業主掛金**）を追加して拠出することが可能となります。中小事業主掛金の拠出については、拠出対象者に一定の資格（職種など）を定めることができるほか、拠出額を中小事業主が決定・変更できること等から、企業型 DC と同様の制度設計が可能になるものと想定されます。

なお、個人型 DC 加入者が中小事業主掛金の追加拠出を受けるためには、中小事業主を介して（給与天引きで）個人型 DC の掛金を納付する場合に限られる点に留意が必要です。

＜図表 2＞個人型 DC の小規模事業主納付制度（中小事業主掛金）の概要

中小事業主の要件	<ul style="list-style-type: none"> 企業型 DC および DB を実施していないこと 使用する厚生年金被保険者（共済加入者は対象外）の数が100名以下であること
実施のための要件	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の過半数で組織する労働組合（当該組合がないときは従業員の過半数を代表する者）の同意を得ること 個人型 DC 加入者が中小事業主を介して掛金を納付すること（個人払込の場合は不可）
適用対象	中小事業主掛金の拠出の対象となる者について一定の資格を定めることができるが（労使合意が必要）、特定の者について不当に差別的なものであってはならない
掛金の拠出	<ul style="list-style-type: none"> 政令*で定めるところにより、年 1 回以上、定期的に拠出すること 中小事業主掛金の額は、個人型年金規約の定めにより、中小事業主が決定・変更する 年間の個人型年金加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額が、拠出限度額（年 27.6 万円）を超えないこと
中小事業主の義務	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業主掛金の額の決定・変更または拠出しなかったときは、厚生労働省令*で定めるところにより、拠出対象者に通知しなければならない 中小事業主掛金を拠出するときは、あらかじめ、事業所名称、住所その他厚生労働省令で定める事項*を厚生労働大臣および国民年金基金連合会に届出なければならない（上記の届出事項に変更が生じたときや中小事業主掛金を拠出しなくなったときも、遅滞なく同様の届出が必要）

※ 詳細は政省令案等で規定される予定。

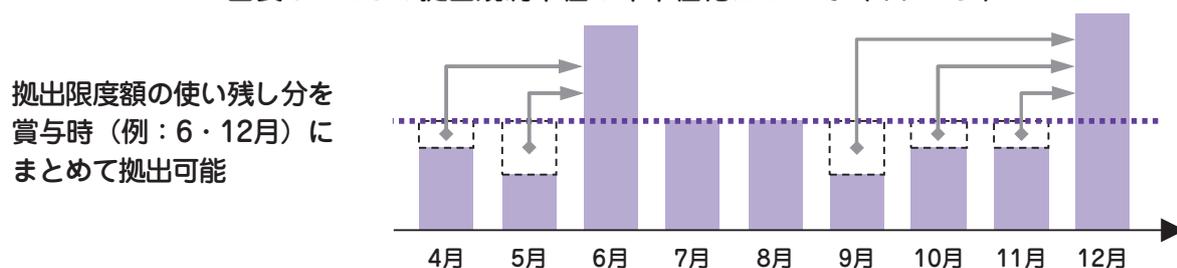
（出所）確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（2015 年 4 月 3 日国会提出）を基にリそな年金研究所作成。

(3) DC の拠出限度額の年単位化 【施行期日：2017（平成 29）年 1 月 1 日】

企業型 DC および個人型 DC の双方において、拠出限度額の規制単位が月単位から年単位に変更されます（図表 3）。具体的には、掛金の拠出時期が「各月につき」から「**年 1 回以上、定期的**」になるほか、拠出限度額の考え方も「1 月につき拠出することができる掛金の額」から「**1 年間に拠出することができる掛金の額の総額**」を基準に定められます。併せて、掛金の納付期限も、企業型 DC では「翌月末日まで」から「**企業型年金規約に定める日**」に変更されるほか、個人型 DC でも個人型年金規約の取扱いが変更される見込みです。

これにより、例えば、賞与が支給されたときに一括拠出を行うなどの柔軟な掛金拠出が可能となります。その一方で、上記の「1 年間」の定義（暦年か、年度か）や、マッチング拠出を実施している制度で事業主拠出と加入者拠出の取扱いが異なることが許容されるか等については、法案の段階では明らかになっていません。

＜図表 3＞DC の拠出規制単位の年単位化について（イメージ）



（出所）第 9 回社会保障審議会企業年金部会「資料 2-1 一般企業向けの取組」を基にリそな年金研究所作成。

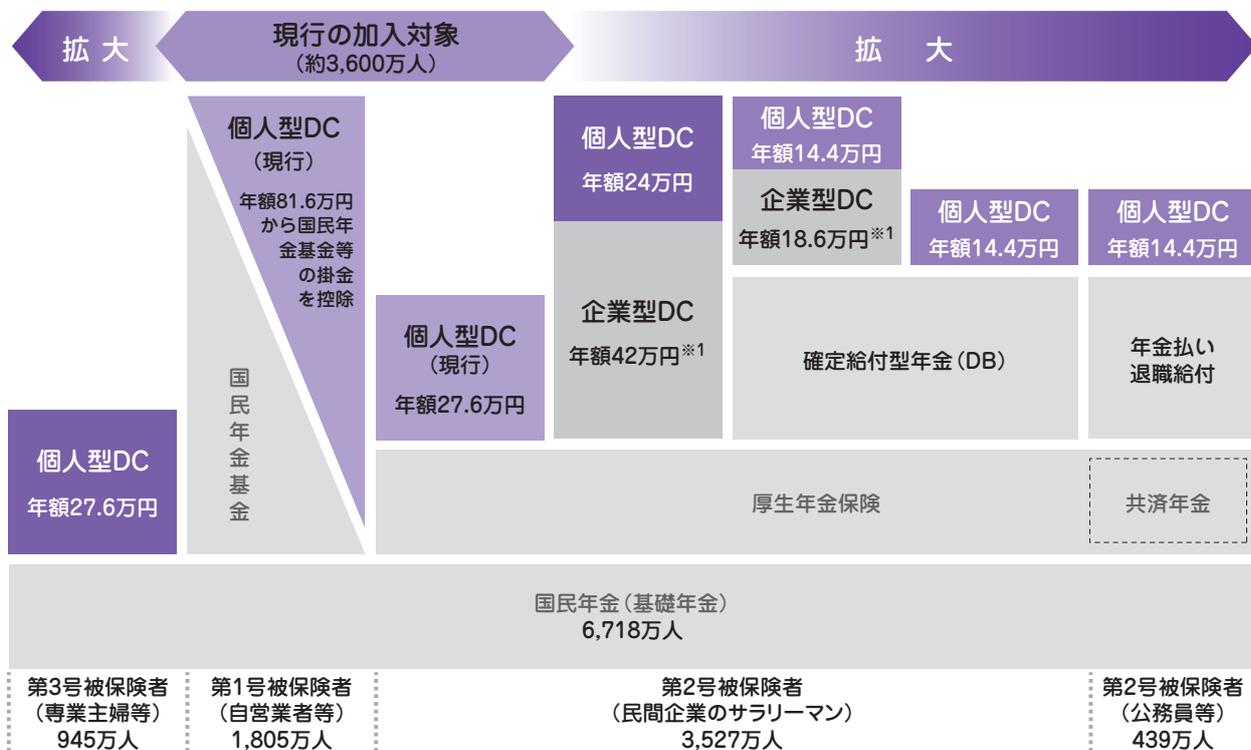
(4) 個人型 DC の加入可能範囲の拡大 【施行期日：2017（平成 29）年 1 月 1 日】

個人型 DC について、国民年金法上の**第 3 号被保険者（専業主婦等）、公務員等共済加入者および企業年**

金加入者（マッチング拠出を実施している企業型 DC の加入者を除く）が新たに加入可能となります。これにより、第 1 号被保険者から第 3 号被保険者に至るすべての公的年金被保険者が、何らかの形（個人型 DC への加入または企業型 DC でのマッチング拠出の実施）で DC 制度に自ら掛金を拠出する道が開かれることとなります（図表 4）。

なお、加入可能範囲の拡大により、現行制度では脱退一時金の支給対象となる者が改正後は支給対象とならなくなる点には留意が必要です。

＜図表 4＞個人型 DC の加入可能範囲の拡大



※ 1 個人型 DC に加入した場合の、引下げ後の拠出限度額。

※ 2 国民年金 (基礎年金) の被保険者数は、2014 (平成 26) 年 3 月末現在。

(出所) 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案 (2015 年 4 月 3 日国会提出) を基にりそな年金研究所作成。

(5) 企業年金制度等の中のポータビリティの拡充 【施行期日：公布日から 2 年以内で政令で定める日】

企業年金制度等 (DB・DC・中小企業退職金共済 (中退共)) の間の年金資産の移換 (ポータビリティ) が、以下①～③の通り拡充されます (図表 5)。

① DC から DB への移換

② 合併・会社分割等に伴う、DB および企業型 DC と中退共との間の移換

③ 事業主が中小企業者でなくなったことによる契約解除に伴う、中退共から DC への移換

＜図表 5＞ポータビリティの拡充

移換前に加入していた制度	移換先の制度	移換先の制度			
		DB	企業型DC	個人型DC	中退共
DB	DB	○	○※1	○※1	×→△※3
企業型DC	DB	×→○	○	○	×→△※3
個人型DC	DB	×→○	○	○	×
中退共	DB	△※2→△※2+※3	×→△※2+※3	×	○

※ 1 DB から企業型・個人型 DC には、本人からの申出により脱退一時金相当額を移換可能。

※ 2 中小企業退職金共済に加入している企業が中小企業でなくなった場合に、資産の移換を認めている (DC は別法案で規定)。

※ 3 合併等の場合に限って措置。

(出所) 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案 (2015 年 4 月 3 日国会提出) および独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案 (2015 年 2 月 24 日国会提出) を基にりそな年金研究所作成。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案について

①の移換については、移換先のDB制度の規約において、他制度からの資産移換を受け入れる旨をあらかじめ定める必要があるほか、②の移換については加入者等の同意が必要となります。なお、③の移換は、本法案ではなく「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案」（2015年2月24日国会提出）に規定されており、2016（平成28）年4月から施行される見込みです。

(6) DCの資産運用の改善【施行期日：公布日から2年以内で政令で定める日】

①継続投資教育の努力義務化

企業型DCにおける継続投資教育は、現在は配慮義務となっていますが、今後は導入時教育と同様に努力義務とされます。

②運用方法の選定および提示

企業型DCにおける運用商品（対象運用方法）の選定および提示について、図表6の通り変更されます。具体的には、運用商品数に上限が課せられるほか、元本確保型商品の提示義務が撤廃される代わりに、リスク・リターン特性（その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質）の異なる3つ以上の運用商品の提供義務が課せられることとなります。

なお、本措置の施行日（公布日から起算して2年以内で政令で定める日）から5年以内は、施行日時点で運用商品数が政令で定める上限を超えている場合は、当該運用商品数を上限とする取扱いが認められます。

＜図表6＞運用方法の選定および提示について

	改正法案	現行
運用商品数の上限	政令*で定める数以下	(制限なし)
運用商品数の下限	3つ以上（簡易型DCは2つ以上）	少なくとも3つ以上
元本確保型商品の提示義務	なし（リスク・リターン特性が異なることその他政令*で定める基準を満たさなければならない）	あり（少なくとも1つ以上）

※ 詳細は政省令案等で規定される予定。

(出所) 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（2015年4月3日国会提出）を基にリそな年金研究所作成。

③デフォルト商品（指定運用方法）による運用

企業型DCにおける「あらかじめ定められた指定運用方法」（いわゆるデフォルト商品）について、法律上の規定が図表7の通り整備されます（指定運用方法の設定は任意）。

なお、「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」（2015年1月16日公表）では、一定の基準に基づいた分散投資効果が見込まれる商品（ライフサイクル型バランスファンド等）を指定運用方法に設定することを努力義務とする必要がある旨記載されていましたが、当該基準の設定については改めて同部会で議論を行うこととされていることから、今回の法律案では言及されていません。

＜図表7＞指定運用方法の概要

A. 指定運用方法の基準	長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るものとして厚生労働省令*で定める基準に適合するものでなければならない。
B. 加入者への情報提供	指定運用方法を選定・提示した場合は、厚生労働省令*で定めるところにより、下記に係る情報を企業型年金加入者に提供しなければならない。 ・指定運用方法に関する利益の見込みおよび損失の可能性 ・指定運用方法の選定理由 ・下記Dを実施する旨 ・その他厚生労働省令*で定める事項
C. 運用指図を行わない者への通知	加入者が特定期間（加入後最初の掛金納付日から起算して3月以上で企業型年金規約で定める期間）を経過してもなお運用指図を行わないときは、レコードキーパー（記録関連運営管理機関等）は加入者に対し運用指図を行うよう通知しなければならない。
D. 運用指図を行わない者に係る自動指図	上記Cの通知を受けた加入者が、猶予期間（特定期間を経過した日から2週間以上で企業型年金規約で定める期間）を経過してもなお運用指図を行わないときは、自動的に全額を指定運用方法に充てる。

※ 詳細は政省令案等で規定される予定。

(出所) 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（2015年4月3日国会提出）を基にリそな年金研究所作成。

④運用商品の除外規定の整備

企業型DCにおいて、提示運用方法から運用商品を除外しようとするときは、企業型年金規約で定めるところにより、当該除外しようとする運用商品の**選択者（所在不明者を除く）の3分の2以上の同意**があれば可能となります。

また、当該同意を得るための通知をした日から3週間以上（で企業型年金規約で定める期間）を経過してもなお意思表示がない選択者については、当該除外について同意をしたものとみなすことができるようになります。なお、所在不明者に対しては、通知に代えて、運用商品が除外された旨を公告しなければなりません。

(7) その他の措置

現行制度の改善および国民年金基金制度の改正等について、図表8の通り実施されます。

＜図表8＞その他の改訂事項

改正措置	概要	施行期日
①企業年金連合会への投資教育業務の委託	企業型DCの実施事業主が投資教育業務（資料提供等業務）の全部または一部を企業年金連合会に委託することを可能とする	2015(平成27)年10月1日
②企業型年金規約の設置・閲覧の義務化	企業型DCにおいて、企業型年金規約を実施事業所ごとに備え置き、従業員の求めに応じ閲覧させることを義務化	2017(平成29)年1月1日
③運営管理機関の見直しの努力義務化	委託する運営管理機関を5年ごとに評価・検討し、必要に応じて変更すること等を努力義務とすることを措置	公布日から2年以内で政令で定める日
④複数事業主DB制度における実施事業所の減少手続の簡素化	DBを継続することが困難な事業所について、厚生労働大臣の承認を受けて、当該事業所の同意なくDBから脱退させることができるよう措置	2015(平成27)年10月1日
⑤DB間の権利義務移転申出手続の簡素化	他のDBへの権利義務の移転申出について、対象となる加入者等の同意を得た場合は、厚生労働大臣の承認・認可を受けずに権利義務の移転申出を可能とする	2015(平成27)年10月1日
⑥脱退一時金相当額の移換対象者の拡大	脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる中途脱退者の要件が、老齢給付金の受給権者にも拡大される	公布日から2年以内で政令で定める日
⑦DBからDCへの一部移行に係る同意要件の緩和	DBの一部をDCに移行する際の同意要件（移行しない者の1/2の同意）について、移行元のDBの掛金が増加しない場合は、DCに移行しない者のみからなる事業所については当該同意を不要とするよう措置。	2015(平成27)年10月1日
⑧国民年金基金制度の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金基金の合併・分割の解禁 ・国民年金基金連合会の評議員の選任要件の変更 ・国民年金基金連合会による国民年金基金への助言・指導事業の追加（法定化） ・国民年金基金連合会による国民年金基金および個人型DCの啓発・広報活動事業の追加 	2017(平成29)年1月1日

（出所）確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（2015年4月3日国会提出）を基にリソナ年金研究所作成。

3. おわりに

今回の法案では、社会保障審議会企業年金部会において「概ね方向性が一致し、見直しを行うべき」とされた事項の殆どについて制度上の手当てが行われる見込みです。しかし、制度改正の詳細については政省令・通知等の規定に委ねられている事項も多く、今後徐々にその全容が明らかになってくることを見込まれます。

弊社では、本法律案の動向について新たな情報を入手次第、追ってご報告いたします。

＜ご参考資料＞

第189回国会（常会）提出法律案（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/189.html>

企業年金ノート 2015年2月号（No.562）「社会保障審議会企業年金部会における議論の動向（その3）」

<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/201502.pdf>

（リソナ年金研究所 谷内 陽一）

— リそなコラム —

厚生年金基金の代行返上時に必要となる同意書について

ピーク時（1996（平成8）年）に1,883基金あった厚生年金基金は、2014（平成26）年4月に施行された厚生年金基金制度の改正の影響もあり、2015（平成27）年2月末時点で469基金まで減少しています（厚生労働省調べ）。現在も、厚生年金基金を解散または代行返上して、新しい確定給付企業年金（DB）や確定拠出年金制度（DC）への移行を検討している基金も多い状況にあります。

そこで、第57回のテーマは、「厚生年金基金の代行返上時に必要となる同意書」に関する、とある信託銀行の営業マン「Aさん」と、その上司「B課長」との間のディスカッションです。

Aさん：総合型のC厚生年金基金が、本日の代議員会で、「代行返上」方式により新しい総合型のDBへ移行する方針を決議されたようです。

B課長：そうか。基金設立事業所に対し、全事業所がDBへ移行する「代行返上」方式と、一旦解散した後に一部の事業所が新たなDBを設ける「解散・新設」方式について、それぞれのメリット・デメリットを長い時間をかけて事業所に説明されていたよね。

Aさん：非常に苦労されていましたが、全事業所が揃って新しい企業年金制度へ移行し、中小企業の企業年金を守ることの重要性について賛同が得られたようです。

B課長：ところで、これから代行返上の手続きが本格的に進んでいくけど、基金へのサポートは大丈夫かな。

Aさん：はい。通常、代行返上は「将来分返上」と「過去分返上」の2段階のステップを経て実施していきますが、まずは代行部分を給付するために必要な掛金の受け入れを停止する「将来分返上」の手続きについてのサポートを進めていくことにします。

B課長：そうだね。では、なぜ「将来分返上」を行うかわかりますか？

Aさん：はい。先の法改正により、将来返上の認可を受けることで、国へ返還することになる代行部分の積立金を「前納」することが可能となりました。前納制度を利用することで、代行部分から将来的に発生する利息負担を小さくすることができます。私が借りている住宅ローンの一部を繰り上げ返済して、利息負担を減らすのと同じイメージですよ。

B課長：うむ。実はもう一点あって、過去分返上認可後に国へ返還する最低責任準備金の金額が正当であるかどうかを検証する目的で、厚生年金基金で管理している記録と国で管理している記録との突合せを行う必要があるのは知っているよね。将来分返上認可になると、認可日以降の記録については突合せを行う必要がなくなるというメリットもあるんだよ。

一方で、将来分返上認可された後は、これまで事業所から受領していた代行部分を給付するために必要な掛金がなくなったり、給付額計算をする際には、基本年金額から将来分返上認可日以降の加入員期間に相当する代行部分を控除する必要があるよね。このあたりの事務の変更点については、お客さまにきっちりと説明しておくことが重要だね。

Aさん：わかりました。次回訪問時は、次のようなスケジュール（図表1）を提示しながら、代行返上の概要や事務の変更点について説明する予定です。

<図表1> 将来分返上の認可までのスケジュール



B課長：図表1のスケジュールにあるように、まずは、将来分の返上認可申請のための「事業所向け説明会の開催」と「同意書の取得」のステップに入っていくけど、どのような同意書が必要か理解できているかな？

Aさん：実は苦手なところなので、ご指導よろしくをお願いします。

B課長：うむ。では、まずは将来分返上のために必要となる同意書について説明すると、「厚生年金基金が将来、確定給付企業年金に移行すること」および「移行するにあたり、今回、将来分返上のための認可申請を行うこと」といった内容の同意を、事業主、加入員、場合によっては労働組合から得る必要があるんだよ（図表2）。

<図表2> 将来分返上時に必要となる同意書

同意の内容		・ 確定給付企業年金に移行すること ・ 将来分の返上を行うこと
対象	事業主	代議員会議決前1か月以内における全事業所の事業主2/3以上
	加入員	代議員会議決前1か月以内における加入員の2/3以上またはこれに類するもの ^{※1}
	労働組合	加入員の1/3以上で組織する労働組合があれば必要 ^{※2}
	受給権者	不要（全受給権者（待期者含む）に文書等による説明が必要）

※1 「これに類するもの」とは、加入員の2/3を超える者で組織する労働組合の加入員の総意としての同意、または、2/3以下で組織する労働組合の組合員たる加入員の数と非組合員たる加入員数を合計して2/3以上となる場合は、当該労働組合の組合員たる加入員数を加入員の同意数とすることも可能（重複は不可）。

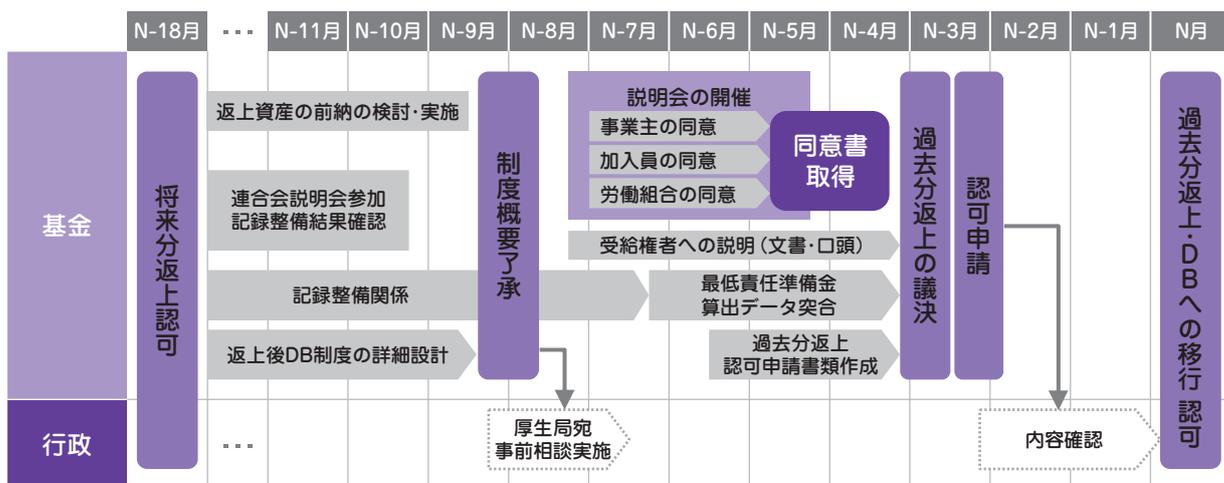
※2 当該労働組合が複数ある場合は、その3/4以上の同意でもって足りる。

Aさん：C基金の常務理事が、受給権者の同意が必要かどうか気にされていましたが、将来分返上については同意は必要ないんですね。

B課長：そうだね。ただし、受給権者の同意は不要だけど、文書等にてしっかり説明することが必要だよ。さて、事業主や加入員の同意書が集まった後は、代議員会の定数の2/3以上の議決を経て、認可申請手続きを行うことになるよ。

Aさん：よくわかりました。次に、過去分返上認可までは、次のスケジュール（図表3）を提示しながら説明する予定です。まず、記録整理を進めるのと並行して、新しい制度の詳細を決めていきます。次に、制度の詳細が決まった後、事業所説明会を開催し同意書を集めていくことになりませんが、やはり同意書についての理解が乏しくて・・・。

<図表3> 過去分返上の認可までのスケジュール



B課長：うむ。過去分返上の認可申請には、図表4の通り、一つ目は「企業年金基金を設立すること」、二つ目は「確定給付企業年金に移行すること」、そして三つ目は「給付水準を引下げること」というように、将来分返上時と違って複数の種類の同意書が必要になるよ。

＜図表4＞過去分返上時に必要となる同意書

同意の内容	企業年金基金の設立	確定給付企業年金への移行	給付水準の引下げ
対象	事業主	不要 ^{※1}	不要
	加入員	将来分返上時に得た同意書で代用可能。 ただし、将来分返上以降の事業主数や加入員数の増減を勘案して、2/3以上の要件を満たしていることを確認する必要あり。	減額対象加入員の2/3以上 ^{※3} 《実施事業所毎に必要》
	労働組合		減額対象加入員の1/3以上で組織する労働組合があれば必要 《実施事業所毎に必要》
	受給権者	不要（全受給権者（待期者含む）に文書等による説明が必要）	受給権者の減額を行う場合、減額対象受給権者（待期者含む）の2/3以上 ^{※4}

- ※1 「労働組合の現況に関する事業主の証明書」または「過半数代表者であることの事業主の証明書」が必要。
 ※2 過半数代表者は投票等により民主的に定める必要がある。会社の代表が特定の社員を指名したり、使用者が関与し選ぶことができないよう注意が必要。
 ※3 減額対象加入員の2/3以上で組織する労働組合の同意で代用可。
 ※4 事業所の経営状況の悪化等により、事業主が掛金を拠出することが困難な状況にあるといった減額理由が必要であり、かつ、希望する受給権者には減額前の最低積立基準額を一時金で支給する選択肢を設けることが必要。

Aさん：なるほど。ところで、一つ目の「企業年金基金を設立すること」と三つ目の「給付水準を引下げる」ということについての同意書を集める理由はわかりますが、二つ目の「確定給付企業年金に移行すること」についての同意書は、将来分返上時に既に集めているので不要ではないでしょうか。

B課長：よくわかっているじゃないか。確かに、二つ目の同意は将来返上時に集めているね。でも、同意書を集めた時点以降に、新たに基金の加入員となった者や逆に喪失した者がいるよね。もしかしたら前回同意したけど意向が変わった者もいるかもしれないね。それらの人数をプラスマイナスして、なお2/3以上の要件を満たしているかどうか確認する必要があるんだよ。

Aさん：だから、基本的には将来分返上時の同意で代用可能となっているんですね。一から集め直す必要がないことがわかり安心しました。

B課長：あと、三つ目は減額同意書といわれるものですが、これも給付水準の引下げを行わない場合は不要だね。

Aさん：C基金は代行返上を機に、加入員についての給付利率を5.5%から2.0%へ引下げるとともに、基本部分のうち代行給付を超える部分の給付を廃止したい意向です。

B課長：であれば減額に該当するため、同意書の取得は必要になるね。

Aさん：他に気を付けない点などはございますか。

B課長：そうだね、一つ目のDB発足に関する同意書は、事業所ごとに必要となります。もしDB発足に反対する事業所がいた場合、二つ目の同意書である代行返上に関する同意については、全加入員、全事業主の2/3以上の同意が集まれば良いので、反対する事業所も代行返上を行うことになるんだよ。どうしてもDB発足に関する同意が取得できない場合は、任意脱退を検討してもらわないといけなくなるね。

B課長：なるほど。よく理解できました。改めて整理した上で、基金へ説明に行ってきます。

企業年金ノート No.564

平成27年4月 りそな銀行発行



年金信託部 りそな年金研究所

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3321 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※りそな銀行ホームページおよびりそな企業年金ネットワークでもご覧いただけます。

<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/index.html>

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開発しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）